

## 第40回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

－ 今後の河川敷地利用を考える －

- 開催日 平成25年12月18日(水)
- 時間 9:30～12:30
- 場所 コミュニティセンターやす 2階  
研修室1, 2

### － 議事次第 －

1. 開会
2. 議事
  - 1) 第39回 委員会活動の整理事項 <資料-1, 2>
  - 2) 野洲川改修記念公園の審査表の審議 <資料-3>
  - 3) 野洲川改修記念公園の意見書(案)の審議 <資料-4>  
<資料 4-1>
  - 4) その他
3. その他
  - 1) 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について <資料-5>
  - 2) 野洲川河川公園(野洲市)の用途変更について <参考資料-1>
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて <参考資料-2>
6. 閉会

#### ○配布資料

- ・議事次第
- ・資料-1 第39回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・資料-2 第39回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・資料-3 審査表<野洲川改修記念公園>
- ・資料-4 意見書(案)
- ・資料 4-1 意見書(参考)
- ・資料-5 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について
- ・資料-6 質問事項等に関する確認事項について
- ・申請説明書
- ・参考資料-1 野洲川河川公園(野洲市)の用途変更について
- ・参考資料-2 今後のスケジュールについて

○河川保全利用委員会 委員の紹介(五十音順)

氏名	所属	分野	備考
市木 敦之	立命館大学 理工学部	自然環境[水質]	副委員長
桐生 のぞみ		地域特性に詳しい者	公募
七里 啓史	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	ご欠席
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水[河川工学]	
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境[動物・植物]	
松村 順子	NPOおおつ環境フォーラム NPO滋賀環境カウンセラー 環境科学情報センター	地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀大学 教育学部	自然環境[生態系]	委員長
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他[都市景観]	

第39回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第39回河川保全利用委員会 (H25.10.12) 審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第39回委員会での審議結果 (対応状況)	第40回河川保全利用委員会 審議内容	第40回委員会 配布資料
1) 第37回、第38回委員会活動の整理事項	●資料－2『第37回委員会審議事項の整理表』、資料－3『平成23年度審議対象公園の許可状況』及び資料－5『第38回委員会審議事項の整理表』で確認・了承した。	—	—	資料－1 資料－2
2) 野洲川改修記念公園の審査表に係る審議 (審査区分A, B) 意見書(案)の審議	<p>●事前に各委員から提出された審査判断コメントを記載した『審査表』(資料－7)に基づき、野洲川改修記念公園について、審査区分A(基本理念と基本方針等の検証)から、B(占用施設の計画と設置理由の検証)12&lt;適正面積&gt;に至るまでの「今回審査の判断」の審議を行った。</p> <p>◆委員からの主な意見は以下のとおり</p> <p>●A11(基本理念)：A21(基本方針) ・「おおむね満足している」という文言で集約できるのではないか。</p> <p>●A31(継続申請時の改善) ・駐輪場・駐車場が「確保され改善が認められる」という点は共通した意見だと言える。ただ駐車場の整備については、「利用促進のための利便性の向上」と「河川環境への影響を懸念」等の今後の方向性の意見が大きく分かれるので、その部分をただし書きでまとめられないか。</p> <p>・守山市の基本計画の中にこの公園が入っているなら、利用促進なのかどうか方向性の検討が必要。何の目的で促進するのかは、判断の裏側に入れて頂きたい。</p> <p>・川でなければできない利用であっても、堤内地に駐車場を設けるのが筋だろうと思う。</p> <p>・治水を学ぶ公園としては、とても最適な記念公園になっている。</p> <p>・河川保全利用委員会は、川に活かされた利用でふさわしいかどうかを審査するのが趣旨であるので、基本理念に合致した利用を促進するような駐車場を検討して欲しいということだと思う。</p> <p>・この公園は堤防からも少し離れた場所にあり、他の河川敷にある公園とはだいぶ事情が異なるので、少し緩やかな縛りでもいいのかと思う。</p> <p>・「駐車場としてきちんと機能するように」との意見は付けてもよいのではと思う。全体の大きな方向性については、もう一段高いところで使った方がよいのでは。</p> <p>・改善があったと見ざるを得ないが、舗装することには反対。</p> <p>●B12(適正面積) ・利用目的の変換をここで言うのは言い過ぎだと思う。</p> <p>・利用状況に関わる項目は特に「C33」だと思われるが、逆にそこに利用の意見がないのが心配になる。</p> <p>■審査表の「河川管理者による審査判断」の表現は、もう少しやわらかく「河川管理者によるコメント」としたほうがよい。</p> <p>◆資料8「意見書(素案)」について事務局より説明し、次回以降の委員会等で審議することを確認。</p>	<p>◆審査表の「河川管理者による審査意見」は「河川管理者によるコメント」に表現を変える。</p> <p>◆審査区分A, B(11,12)の「今回審議の判断」の文言は、仮確定した。</p> <p>◆審査区分B(11,12)以降については、次回の委員会でも審議する。</p> <p>◆資料－6の利用状況の回答については、確認した部署等を確認し、次回委員会までに報告する。</p> <p>◆審査区分B&lt;11,12&gt;以降の審査細目については、次回の委員会での審議とする。</p> <p>■審査表の「河川管理者による審査判断」の表現は、「河川管理者によるコメント」とする。</p> <p>◆「意見書(素案)」の審議は次回の委員会等で審議することを確認。</p>	<p>・審査表に関する審議 &lt;審査区分B, C, D&gt;</p>	資料－3 資料－4 資料－6
3) その他	<p>◆審査表「今回審査の判断」の確定(仮確定)事項及び今後の検討事項は以下のとおり</p> <p>●A11(基本理念)及びA21(基本方針)→「おおむね満足している。」とする。</p> <p>●A31(継続申請時の改善)→「駐輪場・駐車場が確保され、改善が認められるが、基本理念に基づいた維持管理の検討が必要である。」の文言とする。</p> <p>●B11(必要理由)→「側帯であり、おおむね妥当である。」とする。</p> <p>●B12(適正面積)→「利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。」とする。</p>	—	<p>・意見書(素案)に関する審議</p> <p>・その他</p>	資料－5 参考資料－1
一般傍聴者からの意見聴取	・一般傍聴者からの意見は無し。	—	—	—
その他	・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	—	—	参考資料－2

## 審査表＜野洲川改修記念公園＞

前回委員会で仮確定した文言

前回委員会後に内容を整理した文言

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント(抜粋)	野洲川改修記念公園(守山市)			
					前回審査の判断	河川管理者による審査コメント	各委員からのコメント (前回委員会終了後に頂いたコメント)	今回審査の判断(案)
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	・おおむね満足している。 ・基本理念に変更なければ、特に問題ない。 ・河川への影響はほとんど考えられないので、基本理念を充足している。	おおむね満足している。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	・おおむね満足している。 ・基本理念に変更なければ、特に問題ない。 ・概ね充足。ただし、利用促進の目的と守山市基本計画に基づく総合的見直しが必要と判断される。	おおむね満足している。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	一部改善を実施しているが、さらなる改善が必要。	駐輪場、駐車場が確保され、改善が認められる。ただし、恒久的な駐車場管理に関する検討が必要。	・利用者の歩行安全のための駐輪場、駐車場が確保され、改善が認められる。なお、将来にわたっても駐車場は舗装しないこと。 ・駐車場スペースが確保され、利用に供される状態にある。駐車場への案内誘導不足、鍵授受の不便さ、サッカー場等の位置関係・距離の点で、利用実態についての懸念がある。駐輪場についての確保状況は不明。 ・駐車場の整備を強く求めるわけではないが、整備するのであれば、河川管理用道路への門が閉じていても駐車場が利用できるように整備すべきである。具体的には、(1)ゲートボール場と駐車場の入れ換え、(2)ゲートボール場から駐車場へスロープを整備等が考えられる。 ・意見書での指摘事項に対応して駐車場、駐輪場が整備されている。 ・駐車場は整備されていたが、あまり停めたくない状況である。	駐輪場、駐車場が確保され、改善が認められるが、基本理念に基いた維持管理の検討が必要である。

								・駐車場駐輪場の確保はあるが、整地・看板や案内設置・使用道路ゲート開閉の管理などを含め、積極的な利用拡大とニーズの確認は保留にされ、その理由があると思われる。また、この公園を必要とする理由や住民の認知度などの調査やアンケートなどを実施した上で現状把握をし、今後の利用に際する方向性の目測が必要である。	
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	側帯であり、おおむね妥当である。	側帯であり、おおむね妥当である。	・側帯であり、おおむね妥当である。 ・「判断のポイント」③～⑤については問題なく確認できそうである。②についての説明を求めたい。 ・この場所を必要とする理由は理解できる。ただし、河川保全利用の基本理念と基本方針にそうかどうかは別問題である。 ・河川改修記念公園としての歴史的存在価値と意義があり、利用目的に歴史や環境教育の必要性が加味され、概ね妥当である。	側帯であり、おおむね妥当である。
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小を検討する余地はある。	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。	・利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。 ・利用の少ない施設(ゲートボール場)を駐車場スペースに転用するなど行っているが、さらに縮小合理化を図ることは考えられる。 ・駐車場の整備を考えると、妥当である。 ・縮小を検討する余地がないとは言えない。 ・利用者1人あたりの占有面積が広すぎる。適正使用かどうかの判断は難しい。縮小ではなく、利用目的の変換を図り、施設充実と住民への広報周知の徹底による、利用促進を申請者に伝える。	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。
	B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。	・代替可能な施設である。 ・代替を考える場合、代替地の検討はじめ具体的なフィージビリティ(実現可能性)について示されたい。 ・スポーツ施設としての利用目的からの変換の可能性あり	代替可能な施設である。

	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	代替地調査はされていない。	・代替地調査はされていない。至急、代替地の調査をすること。 ・代替地の候補はあるのか？「判断のポイント」①～④について確認されたい。 ・環境教育や歴史的学習などの場としての価値を検討し、代替地調査の必要性について判断すること。	代替地調査はされていない。
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	①代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。 ・先に代替地調査が必要。 ・代替地調査の必要があるかを検討すること。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・おおむね配慮されている。改善された。 ・利用者、関係住民から寄せられた意見については確認しておきたい。 ・概ね配慮あり。	おおむね配慮されている。
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	・安全対策が講じられている。 ・利用者、関係住民から寄せられた意見については確認しておきたい。 ・安全性対策として、緊急通報の手段や通報先、管理者の案内（看板など）が必要	1)安全対策が講じられている。 2)安全対策が講じられているが十分ではない。 →安全対策が、ある程度は講じられている。
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	問題ない。	問題ない。（ラジコンヘリの使用禁止、路上駐車禁止に関する啓発看板を新たに設置）	・問題ない。（ラジコンヘリの使用禁止、路上駐車禁止に関する啓発看板を新たに設置） ・安全啓発看板については確認しておきたい。 ・案内や看板に記念公園の住所や分かりやすい周辺地図を示す必要がある	1)問題ない。 2)問題ないが、さらに対策が必要。 →大きな問題はない。

B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的ではない。 ・特に問題ない。 ・利用できるスポーツの種目が限定されている。利用の予約が必要となると、だれもが利用できるとはいえない。	1)排他・独占的ではない。 2)利用できる施設が限定されており、だれもが利用できるとはいえない。  →誰もが利用できる施設として特に問題ない。
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。	地元には要望されている。	地元には要望されている。	・地元には要望されている。 ・地元の要望については確認しておきたい。 ・地元とはどこなのか、所在地の明記が必要。地元を特定する理由を確認したい。	地元には要望されている。
C 占用施設の 利用計画と 利用者等から の検証	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	21年間になる。(問題は発生していない。)	25年間になる。(問題は発生していない。)	・25年間になる。(問題は発生していない。) ・問題なければよいと考える。 ・使用されてきた25年間に問題がなかったのは、利用者数が少ないためではないか。	25年間になる。(問題は発生していない。)
	C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	①申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ②利用されてない施設・構造物があるか確認する。	変遷はない。	・利用者が少なくなったゲートボール場を縮小し(7面→3面)駐車場に転用。 ・駐車場の整備に伴い車止めポールを設置。	・利用者が少なくなったゲートボール場を縮小した面積(7面→3面)を駐車場に転用し、また駐車場の整備に伴い車止めポールを設置しているが、手続き上に問題があるかの判断が必要である。 ・前回審査意見に対して、利用頻度の少ない施設を駐車場スペースに転用して対応するなど、利用実態に即した変遷がみられる。 ・ゲートボール場の利用と駐車場の利用とのバランスはとれているのか。どちらも十分ということなのか。	利用者が少なくなったゲートボール場を縮小し駐車場に転用した。
	C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板により明示されている。特に問題はない。	・看板により明示されている。特に問題はない。 ・各施設や駐車場への誘導案内、緊急避難ルート等の看板掲示は、必ずしも明瞭ではない。 ・水のみ場、トイレの老朽化や衛生チェックも必要。昨今、移動トイレを常時使用するのは不適切。特に問題が発生しないのは、管理者の存在が知られていない、あるいは、使用頻度が低いためではないか。	1)看板により明示されている。特に問題はない。 2)看板により明示されているが必ずしも明瞭ではない。  →看板により明示されているが必ずしも明瞭ではない。

	C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	①自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。	近隣に類似施設がない。	近隣に類似施設がない。	・近隣に類似施設がない。 ・共同利用の方法については再度確認しておきたい。	近隣に類似施設がない。
	C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	適正である。	・適正である。 ・特に、自由使用の場合における駐車スペース(に通ずるゲート)の鍵の管理について確認しておきたい。	適正である。
	C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	資材は必要最小限とは言い難い。	適宜、補修されている。	・適宜、補修されているが、資材は必要最小限かの判断は難しい。 ・占用が長期間となっているため、この間の補修の状況については説明しておきたい。 ・所在地の看板と管理者名の記載がない	適宜、補修されているが、資材は必要最小限かの判断は難しい。
	C17	建造物の安全	施設を構成する遊具等の建造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	①建造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	・定期点検は実施されている。 ・占用が長期間となっているため、この間の安全点検の状況については説明しておきたい。 ・サッカーゴールなどの老朽化や腐食状況の点検が必要	定期点検は実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②施設別の利用者数の増加・減少を確認する。	一部については把握されている。	一部については把握されている。	・一部については把握されている。 ・把握されている利用状況について確認しておきたい。 ・スポーツの種類が限定していることで、利用者の年齢や性別、団体を限定している。この公園の認知度と理解度を目的別に調査すべきである。	1)一部については把握されている。 2)認知度と理解度を目的別に調査すべきである。  → 一部については把握されているが、認知度など調査すべきである。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	・適正に確保、維持管理できている。 ・特に問題ない。 ・稼働式トイレで十分か、手洗い場も必要ではないのか。	1)適正に確保、維持管理できている。 2)トイレの老朽化や衛生チェックも必要。  → 適正に確保されているが、老朽化と衛生管理が必要である。

	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。	・定められている。 ・特に問題ない。 ・未確認	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。	・管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。 ・利用者対策、管理方法について再度確認しておきたい。 ・限定された団体間で認識され利用されているだけの管理ではないのか。申請者の取組みと意向を確認したい。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ③障害者対応の施設であるか確認する。 ④アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	駐輪場、駐車場が確保されていない。 検討中。	ゲートボール場を縮小し、駐車場を確保しているが、恒常的な利用はされていない。	・ゲートボール場を縮小し、駐車場を確保しているが、障害者の利用に配慮した駐車場にされるべきである。 ・自由利用の場合の駐車場利用の状況について確認したい。また、駐輪場の状況と高齢者・身体障害者等への対応についても確認しておきたい。 ・施設整備が必要か再検討を望む。駐輪場は不要と考える。	1)ゲートボール場を縮小し、駐車場を確保しているが、障害者等の利用に配慮した駐車場にされるべきである。 2)施設整備が必要か再検討を望む。駐輪場は不要。  → ゲートボール場を縮小し、駐車場を確保しているが、障害者等の利用に配慮した駐車場にされるべきである。また、駐輪場の検討を望む。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。 ②釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	・利用可能な施設である。 ・特に問題ない。 ・サッカー、ゲートボール、ゴルフもほぼ男性中心の競技であるが、いかがなものか。	利用可能な施設である。

C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。	ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。	・ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。 ・特に問題ない。 ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等の大会やサッカー、野球等の練習での交流が認められる。 ・この3種目の競技に使用するだけでなく、環境学習の拠点や地元交流のお祭りやイベント会場としての使用も検討すべきである	1)ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。 2)環境学習の拠点や地元交流のお祭りやイベント会場としての使用も検討すべきである。  →ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されているが、さらに河川敷利用の趣旨に沿った利用を促進すべきである。
C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	・可能ではない。(側帯に設置された施設である) ・可能ではないが、致し方ない。	可能ではない。(側帯に設置された施設である)
C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動をj確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	・活動計画はないが、清掃活動が実施されている。 ・清掃活動の状況について再度確認しておきたい。 ・河川の環境保全に関わる計画を公園利用計画に組み入れ、河川保全の歴史や防災などを教育する活動拠点にするべきである。 ・校外学習の場所の一つとして、利用できそうである。	1)活動計画はないが、清掃活動が実施されている。 2)河川の環境保全、歴史、防災などを教育する活動拠点にするべきである。  → 活動計画はないが、河川環境、防災教育の活動拠点にするべきである。なお、清掃活動は実施されている。
C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。	・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。 ・特に問題ない。 ・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与しているが、河川敷でなければならぬ利用というわけではない。 ・現状の利用者数では、良いとは判断できない。利用の仕方によっては活性化につながると考える。	1)地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。 2)河川敷でなければならぬ利用というわけではない。 3)利用の仕方によっては活性化につながると考える。  → 地域に密着した利用形態であるため、利用の仕方によってはさらに活性化に寄与できる。

C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	一部行われており、意見募集の案も提示されている。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	・広く流域住民からの意見聴取は行われていない。 ・一部でも行われている場合には、その状況を確認しておきたい。 ・実態調査では、どのように利用したいか、何をしたいかの調査は町会や自治会を利用して行うこと。	1) 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。 2) 聴取は町会や自治会を利用して行うこと。  → 広く流域住民からの意見聴取を行うべきである。	
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	なされていない。(今後アンケートの実施が計画されている。)	利用者からの意見は把握している。	・利用者からの意見は把握している。 ・利用者からの意見は把握している。しかし、施設利用に関して広く流域住民からの意見聴取も行うべきである。 ・利用者から出された意見について確認しておきたい。 ・現在利用している人びとではなく、この公園の存在を知らないという人々にアンケートをとり、同時に計画に関わる希望調査もかねるとよい。	1) 利用者からの意見は把握している。 2) 利用者からの意見は把握しているが、広く流域住民からの意見聴取も行うべきである。 3) この公園の存在を知らない人々にアンケートをとるべきである。  → 利用者からの意見は把握しているが、広く流域住民からの意見聴取も行うべきである。	
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	調査はなされていないが影響はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく大気汚染の影響はない。	調査はなされていない。しかし、発生源となる施設ではなく、大気汚染の影響はない。なお、利用者からの小規模な発生にも留意されること。 ・発生源となる施設がないため、特に問題ないと思われる。 ・調査はなされていないが影響はないと思われる。	調査はなされていないが、発生源となる施設ではなく、大気汚染の影響はない。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	調査はなされていないが、農薬等は使用してならず水質汚濁の影響はないと思われる。	・調査はなされていない。しかし、農薬等は使用してならず水質汚濁の影響は極めて小さいと思われる。 ・トイレ等の排水の状況について確認しておきたい。 ・調査はなされていないが影響はないと思われる。 ・ない	調査はなされていないが、農薬等は使用してならず水質汚濁の影響はないと思われる。

D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③除草剤の使用をしていないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止されており影響はないと思われる。	調査はなされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。	調査はなされていない。農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。 ・調査はなされていないが影響はないと思われる。 ・発生源となる施設がないため、特に問題ないと考える。	調査はなされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。
D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	・調査はなされていない。影響はないと思われる。 ・発生源となる施設がないため、特に問題ないと考える。 ・調査はなされていないが、影響は軽微と思われる。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。
D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	・調査はなされていない。しかし、利用者からの小規模な騒音発生にも留意されること。 ・施設利用時の騒音の問題がないこと確認しておきたい。 ・調査はなされていないが、発生源にはならない。 ・ない	調査はなされていないが、発生源にはならない。
D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気を発生する占有施設であるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	・調査はなされていないが、発生源にはならない。 ・トイレの設置・管理状況について確認しておきたい。 ・ない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。
D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	調査はなされていないが影響はない。	調査はなされていないが影響はない。	・調査はなされていない。しかし、影響はきわめて小さいものと思われる。 ・特に問題ない。 ・調査はなされていないが影響はないと思われる。 ・ない。	調査はなされていない。しかし、影響はないと思われる。

D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生育・生息環境に影響を与える可能性がある。</li> <li>・占用開始から長期間経っているため、大きな問題を想定しにくかもしれないが、生物環境に関わる現状調査が行われれば望ましい。</li> <li>・生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。</li> <li>・ない。</li> </ul>	<p>1) 生物の生育・生息環境に影響を与える可能性がある。</p> <p>2) 生物環境に関わる現状調査を行うことが望ましい。</p> <p>→ 生物の生育・生息環境に影響を与える可能性があるため、現状調査を行うことが望ましい。</p>
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査はなされていない。多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。</li> <li>・占用開始から長期間経っているため、大きな問題を想定しにくかもしれないが、生物環境に関わる現状調査が行われれば望ましい。</li> <li>・影響は少ないと思われる。</li> <li>・調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。</li> <li>・ない。</li> </ul>	<p>1) 調査はなされていない。多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。</p> <p>2) 生物環境に関わる現状調査を行うことが望ましい。</p> <p>→ 調査はなされていない。多少の影響はあると思われるため、現状調査を行うことが望ましい。</p>
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査はなされていない。しかし、側帯であり影響は少ないと思われる。</li> <li>・占用開始から長期間経っているため、大きな問題を想定しにくかもしれないが、生物環境に関わる現状調査が行われれば望ましい。</li> <li>・影響は少ないと思われる。</li> <li>・調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。</li> <li>・ない。</li> </ul>	<p>1) 調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。</p> <p>2) 生物環境に関わる現状調査を行うことが望ましい。</p> <p>→ 調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。</p>
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	① 河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ② 河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③ 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④ 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	調査はしていないが、影響は少ないと思われる。	調査はしていないが、影響は少ないと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査はしていない。しかし、影響は少ないと思われる。</li> <li>・占用開始から長期間経っているため、大きなもんだいを想定しにくかもしれないが、生物環境に関わる現状調査が行われれば望ましい。</li> <li>・影響は少ないと思われる。</li> <li>・調査はしていないが、影響は少ないと思われる。</li> <li>・生態系は盛り土工事直後より復活し現在多数が生息しており、人工河川における自然再現の好例になる。</li> </ul>	<p>1) 調査はしていないが、影響は少ないと思われる。</p> <p>2) 生物環境に関わる現状調査を行うことが望ましい。</p> <p>→ 調査はしていないが、影響は少ないと思われる。</p>

	D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としてしているか。	①撤去困難な構造物が設置されてないか確認する。	精査されておらず検討の余地がある。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物は極めて少なく、早期復元が見込める。 ・特に問題ない。 ・撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。 ・何が占用申請許可の主旨かをよく判断する。	→ 撤去が困難な構造物は少ないが、整備計画においても早期復元を見込める構造物にすべきである。
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。	作業車の利用はなく、影響はない。	作業車の利用はなく、影響はない。	・作業車の利用はなく、影響はない。 ・特に問題ない。	作業車の利用はなく、影響はない。
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		無線の利用はない。	無線の利用はない。	・無線の利用はない。 ・特に問題ない。	無線の利用はない。
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。			
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	・堤防側帯である。 ・特に問題ない。 ・影響はないと思われる。	堤防側帯である。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	・堤防側帯である。 ・特に問題ない。 ・影響はないと思われる。	堤防側帯である。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	・堤防側帯である。 ・特に問題ない。	堤防側帯である。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。			
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。 ・特に問題ない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。

D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・特に問題ない。	影響は軽微である。
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。	・行われていない。 ・行われていない。早急に予測を行うべきである。 ・占有が長期にわたっており、特に問題を認めない。	行われていない。
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	・在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。 ・在来植生を考慮していない。しかし、影響は軽微であると思われる。 ・占有区域の植栽の定着状況について確認しておきたい。 ・影響は軽微である。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。
	D44	文化財	占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はない。野洲川災害を記録した記念碑が設置されている。	調査されていない。影響はないと思われる。(「野洲川災害を記録した記念碑が設置されている。」これは、文化財の現況調査に該当する事項でしょうか?) ・特に問題ない。	影響はない。
	D45	歴史文化	占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。 ・特に問題ない。	共存可能である。

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

## 【野洲川改修記念公園：前回（H21.3.31付け）意見書】

### 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所ので防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

#### 【占用許可の更新に関連する要望事項】

前回意見書（平成19年1月18日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が確実に実施されることを要望する。

### <参考>

#### 【平成18年度 委員会審議】

■意見書（平成19年1月18日）の要望事項

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

・占用施設のため駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐車場、駐輪場の整備を検討されたい。

#### 【平成20年度 委員会審議】

■意見書（平成21年3月31日）の要望事項

【占用許可の更新に関連する要望事項】

・前回意見書（平成19年1月18日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が確実に実施されることを要望する。

#### ※『平成20年度の守山市の申請説明書において報告された検討結果』

①「駐輪場、駐車場が設置されておらず、駐輪場、駐車場の整備を検討」は、サッカー場を囲む道路等で縦列に駐車している状況から、一方通行により道路に駐車帯を確保する方法や、新たに駐車場が確保できるスペースの検討を行っています。

②駐輪場は駐車場に付随して施設として整備することを考えています。

## 【野洲川改修記念公園：意見書（素案）】

### 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所ので防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

#### 【占用許可の更新に関連する要望事項】

・前回意見書（平成21年3月31日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、駐輪場・駐車場が確保され、改善が認められるが、基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。

資料-4

A：沿革

B：利用状況

C：環境等

D：委員会の判断

E：駐車場の確保の評価をしています

F：要望事項として追加しています

平成 25 年 12 月 18 日  
第 40 回河川保全利用委員会資料

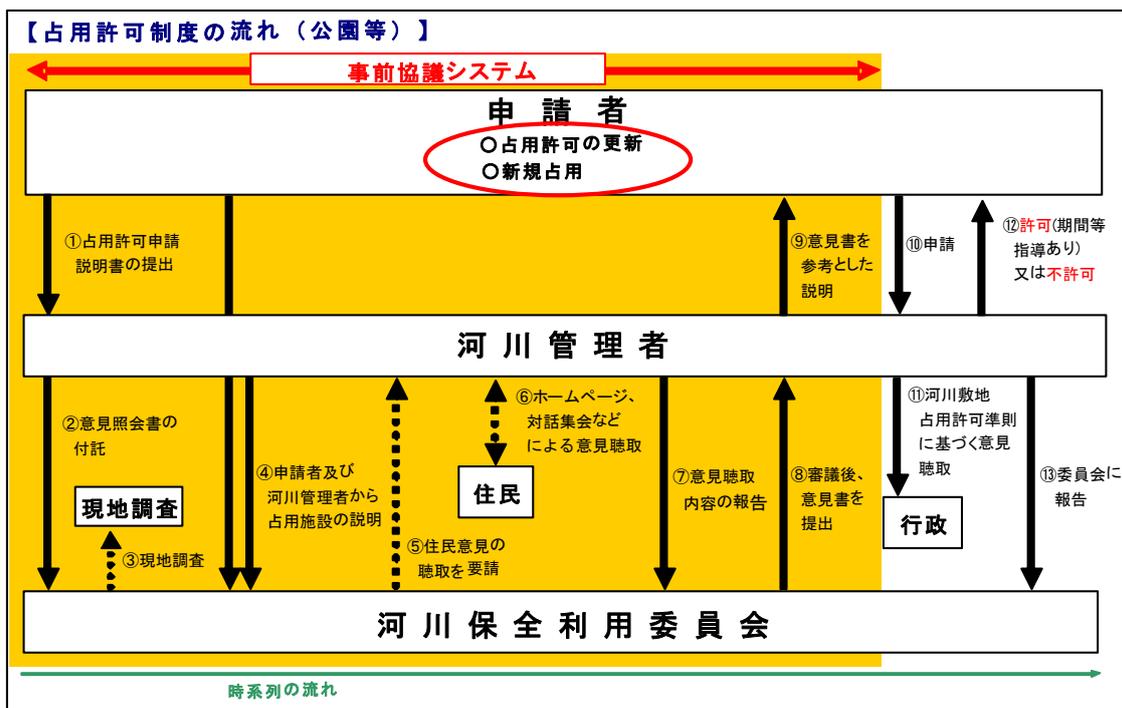
占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について

◆ 淀川水系河川整備計画（平成 21 年 3 月 31 日）

(6) 川らしい河川敷の利用  
○ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係者機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。

◆ 河川敷占用許可申請・審査の手引き



(P3 4.河川敷占用許可制度 4-1 河川敷占用許可制度の流れより)

◆ 河川保全利用委員会審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明
C 占用施設の利用計画と利用者等から	C1 占用施設 利用計画	C12 施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なもの

の検証			であったか。
<p>【判断のポイント】</p> <p>① 現地調査で古い施設と新しい施設の利用状況を確認する。</p> <p>② 申請書の利用施設と現状の利用施設に相違がないか確認する。</p> <p>③ 施設の利用がある場合、その変更理由を確認する。</p> <p>④ 利用されていない施設・構造物があるか確認する。</p>			

◆ 「占用施設の変更」について（事務局案）

1. 公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、河川保全利用委員会の意見を聴くこととする。ただし、占用施設の新設及び更新の許可を受ける際に河川保全利用委員会において審査を実施した項目及び細目については、当該施設の変更により再度審査が必要であると河川管理者及び河川保全利用委員会が判断する部分に限る。
2. 前記の規定にもかかわらず、下記の場合はあらかじめ河川保全利用委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、河川保全利用委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。
  - (ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）
  - (イ) 河川保全利用委員会からの意見、要望等に基づいた変更
  - (ウ) 「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」、並びに河川保全利用委員会審査表の審査項目等に合致した変更
3. 前記の規定により河川保全利用委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後に、河川保全利用委員会に報告するものとする。